

○大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年9月28日条例第14号

改正

平成27年12月24日条例第19号

平成29年3月28日条例第3号

大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

付 則 (平成27年12月24日条例第19号)

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

付 則 (平成29年3月28日条例第3号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1

機関	事務
1 市長	大川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年大川市条例第19号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	大川市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年大川市条例第20号）による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	大川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年大川市条例第15号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	大川市就学援助規則（平成5年大川市教育委員会規則第5号）による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大川市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の受給資格及び支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 大川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格及び支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	大川市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

	めるもの	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 大川市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の受給資格に関する情報であって規則で定めるもの (6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	大川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	大川市就学援助規則による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの